

# 売 買 契 約 書

宮城県（以下「売出人」という。）と（以下「買受人」という。）とは、  
物品（ ）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（売買物品）

第1条 売買物品は、次のとおりとする。

品 名	数 量	所 在 地

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除とする。

（代金の支払）

第4条 買受人は、売買代金を、売出人の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに売出人に支払わなければならない。

（違約金）

第5条 売出人は、買受人が前条に定める期日までに売買代金を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払日まで年2.5%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

（売買物品の引渡し）

第6条 売出人は、買受人が売買代金を支払った日から 日以内で売出人と買受人の両者が協議して定める日に当該物品を買受人に引き渡し、買受人は当該物品の受領書を売出人に提出しなければならない。

（危険負担）

第7条 買受人は、この契約締結の時から売買物品の引渡しの時までの間において当該物品が売出人の責めに帰することのできない理由により滅失又は毀損した場合は、売出人に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

（契約不適合責任）

第8条 買受人は、この契約締結後において、売買物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第9条 売出人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）買受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

（2）買受人が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に該当すると認められたとき。

(返還金等)

第10条 売払人は、前条の規定により解除権を行使した場合は、買受人が支払った売買代金を返還するものとする。この場合の当該返還金には、利息を付さない。

2 売払人は、前条の規定により解除権を行使した場合は、買受人が負担した契約に係る費用、売買物品に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は賠償しない。

(原状回復義務等)

第11条 買受人は、売払人が第9条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還させることができる。

2 買受人は、前項ただし書の場合において、売買物品が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第13条 売払人は、第10条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第11条第2項及び前条に定める損害賠償金を支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、買受人の負担とする。

(その他)

第15条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度売払人と買受人が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、売払人及び買受人記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

売払人

買受人

※ 「売払人」には、宮城県庁内であれば「宮城県知事 村井 嘉浩」、地方公所であれば地方公所長名を記載してください。